

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	公営住宅の入居者の決定
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	公営住宅法第 25 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	公営住宅法施行令第 7 条 美郷町営住宅条例第 6 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条 美郷町営住宅条例施行規則第 3 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1. 公営住宅法第 22 条の規定により公募する場合において、入居の申込みをした者の数が入居させるべき公営住宅の戸数を超える場合には、公営住宅法施行令第 7 条に規定する選考基準に従い、住宅の困窮度を調査して公正に選考する。</p> <p>2. 公営住宅法施行令第 7 条に定める選考基準</p> <p>入居者の選考は、当該入居者が住宅に困窮する実情に応じ適切な規模、設備又は間取りの公営住宅に入居することができるよう配慮し、次のいずれかに該当する者のうちから行う。</p> <p>(1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者</p> <p>(2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者</p> <p>(3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者</p> <p>(4) 正当な事由による立退きの要求を受け、適当な立退き先がないため困窮している者（自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。）</p> <p>(5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者</p> <p>(6) 上記に該当する者のほか現に住宅に困窮していることが明らかな者</p> <p>○美郷町営住宅条例 （入居者の資格）</p> <p>第 6 条 町営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者（次条第 2 項において「老人等」という。））にあつては第 2 号、第 3 号及び第 5 号まで、被災市街地復興特別措置法（平成 7 年法律第 14 号）第 21 条に規定する被災者等にあつては第 3 号及び第 5 号）に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻の予約者を含む。以下第 12 条におい</p>

て同じ。)があること。

(2) その者の収入がアからエまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからエまでに掲げる金額を超えないこと。

ア 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合 259,000円

イ 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合 259,000円

ウ 入居者又は同居者に次項第2号、第3号、第4号、第6号又は第7号に該当する者がある場合 259,000円

エ 町営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において町長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 259,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）

オ アからエまでに掲げる場合以外の場合 158,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(4) 国税、地方税、公共料金等を滞納していない者であること。

(5) その者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

2 前項の老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次のとおりとする。

(1) 60歳以上の者

(2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度がア、イ又はウに掲げる障害の種類に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる程度であるもの

ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

イ 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6号第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

ウ 知的障害 イに掲げる精神障害の程度に相当する程度

(3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

(6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者でア、イ又はウのいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶

者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者

ウ 配偶者暴力防止等法第28条の2の規定により生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手方からの暴力及びその暴力を受けた者

3 町長は、入居の申込みをした者が前項に規定する者に該当するかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

(入居者資格の特例)

第7条 町営住宅の借上げに係る契約の終了又は町営住宅の用途の廃止により当該町営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の町営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第1項第1号から第4号までに掲げる条件を具備する者とみなす。

2 前条第1項第2号エに掲げる町営住宅の入居者は、同項各号(老人等にあつては、同項第2号、第3号及び第5号まで)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(入居の申込み及び決定)

第8条 前2条に規定する入居者資格のある者で町営住宅に入居しようとする者は、町長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。

(入居者の選考等)

第9条 町長は、入居の申込みをした者の数が入居させるべき町営住宅の戸数を超える場合においては、次の各号のいずれかに該当するものうちから選考を行い、入居者を決定し、その旨を入居者として決定した者(以下「入居者」という。)に対し通知するものとする。

(1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者

(2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者

(3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者

(4) 正当な理由による立ち退きの要求を受け、適当な立ち退き先がないため困窮している者(自己の責めに帰すべき理由に基づく場合を除く。)

(5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者

(6) 前各号に該当する者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかな者

2 町長は、前項の住宅に困窮する度合いの高い者から行うものとする。

3 前項の場合において住宅困窮順位の定め難い者については、公開抽せんにより行うものとする。

4 町長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦、引揚者、炭鉱離職者、老人、又は速やかに町営住宅に入居することを必要としている者については、前2項までの規定にかかわらず、町長が割り当てた町営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

(入居補欠者)

第10条 町長は、前条の規定に基づいて入居者を決定する場合において、入居決定者のほかに、補欠として入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。

	<p>2 町長は、入居決定者が町営住宅に入居しないときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い、入居者を決定しなければならない。</p> <p>○美郷町営住宅条例施行規則 (入居の申込み)</p> <p>第3条 条例第8条の規定により、町営住宅に入居しようとする者は、入居申込書に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 住民票謄本 (2) 所得に関する証明書 (3) 納税証明書又は滞納がない証明書 (4) その他町長が必要と認める書類</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>60日</p>
備 考	
設 定 日	平成27年10月31日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	社会福祉法人等への使用許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	公営住宅法第 45 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	公営住宅法第 45 条第 1 項の事業等を定める省令（平成 8 年厚生省・建設省令第 1 号） 美郷町営住宅条例第 37 条第 1 項、第 38 条第 1 項
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1. 社会福祉法人又は公営住宅法第 4 5 条第 1 項の事業等を定める省令（平成 8 年厚生省・建設省令第 1 号。以下「省令」という。）第 2 条に規定する次に掲げる者であること。</p> <p>(1) 地方公共団体</p> <p>(2) 医療法人</p> <p>(3) 一般社団法人又は一般財団法人</p> <p>(4) 特定非営利活動促進法（平成 1 0 年法律第 7 号）に基づき設立された特定非営利活動法人</p> <p>(5) 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 6 条の 3 第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業（以下「小規模住居型児童養育事業」という。）を行う者で同法第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定により都道府県、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 9 第 1 項に規定する指定都市若しくは児童福祉法第 5 9 条の 4 第 1 項に規定する児童相談所設置市（以下この号において「都道府県等」という。）から委託を受けているもの又は同法第 6 条の 3 第 1 項に規定する児童自立生活援助事業（以下「児童自立生活援助事業」という。）を行う者で同法第 3 3 条の 6 第 1 項の規定により都道府県等から委託を受けているもの</p> <p>(6) 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 2 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービス事業者で同法第 8 条第 1 9 項に規定する認知症対応型共同生活介護を行うもの又は同法第 5 4 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者で同法第 8 条の 2 第 1 5 項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を行うもの</p> <p>(7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者で同法第 5 条第 1 5 項に規定する共同生活援助（以下「共同生活援助」という。）を行うもの</p> <p>2. 前項に掲げる者が行う省令第 1 条に規定する次に掲げる事業であること。</p> <p>(1) 児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業</p>

	<p>(2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業</p> <p>(3) 共同生活援助を行う事業</p> <p>(4) ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成14年法律第105号）第8条第2項第2号に規定するホームレス自立支援事業により就業した者に対して生活上の支援を行う事業（地方公共団体が当該事業に要する費用の全部又は一部を負担してその推進を図るものに限る。）</p> <p>3. 公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障をきたさない使用であること。</p> <p>○美郷町営住宅条例 （使用許可）</p> <p>第37条 町長は、公営住宅法第45条第1項の事業を定める省令（平成8年厚生省・建設省令第1号）第2条に規定する者（以下「社会福祉法人等」という。）が町営住宅を使用して同省令第1条に規定する事業（以下「社会福祉事業等」という。）を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、町営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、町営住宅の使用を許可することができる。</p> <p>2 略 （使用手続）</p> <p>第38条 社会福祉法人等は、前条の規定により町営住宅を使用しようとするときは、町長の定めるところにより、町営住宅の使用目的、使用期間その他当該町営住宅の使用に係る事項を記載した書面を提出して、町長の許可を申請しなければならない。</p> <p>2、3 略</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定
備 考	
設 定 日	平成27年10月31日